

大阪府総務部契約局低入札価格調査実施マニュアル（委託役務業務）

（目的）

第1条 大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（委託役務業務）（以下「要綱」という。）は、低入札価格調査制度を適用する委託契約及び請負契約（建設工事及びこれに関連する業務に係るものを除く。）に係る一般競争入札で、予め設定した調査基準価格を下回る価格で入札があった場合の低入札価格調査の実施について、必要な事項を定めたものである。

このマニュアルは、要綱を補足するものであり、低入札価格調査の実施から落札決定までの一連の事務手続き及びその他の事項について定めるものとする。

（開札）

第2条 開札の結果、落札候補者の入札価格が低入札価格調査の対象となる場合は、入札状況登録画面において「調査必要・保持保留」を選択し、備考欄に「低入札価格調査中」と表示する。

（開札結果の公表）

第3条 開札の結果は、落札者決定後に大阪府ホームページで公表する（開札時において、公開企業登録処理を行わない。）。

（調査資料）

第4条 要綱第4条第2項第2号に規定する入札価格の根拠となる詳細資料（以下「調査資料」という。）の提出期限は、契約局長が落札候補者に調査資料の提出を求める旨の連絡をした日の翌々日（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日及び契約局長が特に指定した日を除く。）までとし、その旨入札公告に明示するものとする。なお、これによりがたい場合は、発注案件ごとに入札公告で定めるものとする。

2 調査資料は、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査資料（表紙）（様式1号）
- (2) 要綱第9条第3項の規定によるもの。

（調査資料の内容の確認及び分析等の実施）

第5条 総務委託物品課長及び発注機関の長は、次の各号に定めるところに従い調査資料の内容の確認及び分析を行うものとする。また、調査対象者に対するヒアリングを実施するとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 調査資料の内容の確認及び分析は、調査対象者を決定した後、速やかに着手するもの

とする。

- (2) ヒアリングには、調査対象者から積算及び契約に関する責任者の出席を求めるものとする。
- (3) ヒアリングの実施に先立って、調査対象者に対し次の事項を通告するものとする。
 - ア 本調査が厳正なものであること。
 - イ 調査に協力しない場合は、業務を履行する意志がないものと判断し、失格となること。
 - ウ 間違った説明を行った場合においてこれを適切な時期までに修正しないとき、又は虚偽の申告を行った場合は、失格となること。
- (4) ヒアリングの聴取内容について、遺漏がないよう記録すること。

(調査報告)

第6条 総務委託物品課長及び発注機関の長は、前条による調査資料の内容の確認及び分析等の結果を取りまとめた上で、「低入札価格調査報告書」(様式第2号)及び必要に応じ参考資料を作成し審査会に報告するものとする。

- 2 前項の報告をする際の説明者は、次に掲げる者を原則とし、必要に応じて変更し、又は追加できるものとする。
 - (1) 総務委託物品課の当該入札に係る入札契約担当グループ長
 - (2) 発注機関の積算担当課長又はグループ長

(失格者の通知)

第7条 要綱第12条の失格の通知は、「失格通知書」(様式第3号)により契約局長が行うものとする。なお、審査会の決定日をもって、失格の日とする。

(情報の公表)

第8条 要綱第13条の情報の公表は、「低入札価格調査にかかる大阪府総務部契約局競争入札審査会の調査及び審査結果」(様式第4号)により行うものとし、契約局において文書閲覧に供するものとする。なお、公表する期間は、審査会の決定日が属する年度の翌年度から起算して1年間とする。

(調査資料の取り扱い)

- 第9条 調査資料は、発注機関において保管するものとする。なお、保存する期間は、当該業務が完了した日が属する年度の翌年度から起算して1年間とする。
- 2 低入札価格調査を行わなかった調査資料は、当該調査資料を提出した者に手渡しにより返却するものとする。なお、調査資料を提出した者がその提出時に当該調査資料の返却を希望しない旨の意思表示を行った場合は、当該低入札調査を行った入札案件についての落札決定の後、速やかに、廃棄処分を行うものとする。

附 則

本マニュアルは、平成22年12月1日から施行する。

附 則

本マニュアルは、平成23年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成26年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成28年2月9日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成29年2月17日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和元年5月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

低入札価格調査資料 (表紙)

年 月 日

大阪府総務部契約局長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

業 務 名 称	
入 札 金 額 (消費税及び地方消費税を除く)	円
当該価格で入札した理由	

低入札価格調査報告書

1. 業務名称
2. 履行（契約）期間
3. 履行場所
4. 業務概要
5. 発注機関
6. 開札日時 年月日（時分）
7. 予定価格 円
8. 低入札調査基準価格 円
9. 入札価格 円（予定価格比率〇〇.〇%）

注：価格については、消費税及び地方消費税相当額を除く。

10. 調査対象事業者（住所・氏名）

11. 調査内容

(1) 入札参加資格に関すること

月 日（ ） 契約局競争入札審査会（物品委託役務部会）で審査、承認

(2) 積算内容に関すること

積算内容に関するヒアリング

月 日（ ）実施

(3) 業績及び信用状況（TDB企業情報より）

期	売上（百万）	利益（千円）
〇年〇月		
〇年〇月		
〇年〇月		

12. 見解

調査の結果、本業務は契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがないと認められる。

又は、

調査の結果、本業務は契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる。

年月日

大阪府総務部契約局競争入札審査会会長 様

契約局総務委託物品課

課長名

発注機関名

長名

(様式第3号)

第 号

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 様

大阪府総務部契約局長

失格通知書

下記入札については、電子入札心得第14条第1号の規定に基づき、貴社を失格とします。

記

業務名

開札日時 年 月 日 (時 分)

失格決定日 年 月 日

理由低入札価格調査資料に基づく調査の結果、

- ・
- ・
- ・

以上のことから、契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると判断し、失格とした。

